

全施連第3回社員総会

平成26年6月18(水)~19日(木)大阪チサンホテル
開催される!

由岐理事長挨拶
総会初日は総会議事と「障害福祉制度の動向」に関する勉強会が行われた。2日目は前日に引き続き勉強会を行い、現状の問題に関する議論と認識を深めた。

由岐理事長はあいさつの中で、「最近の情勢では、障害者基本法の一部改正に始まり障害者差別解消法の制定や、今年1月の国連障害者権利条約批准が、多くの方々の支援と努力によりできました。とは言え、これらの内容を障害のある人達の生活の場で実現していくためには、国内法の整備や社会の支援等が必要であり、まだまだかなりの努力が求められると思う。しかし、国の障害福祉制度検討の現状を見る限り、大きな進歩・改善は認められない」と厳しい現状認識を示しました。また、「障害者支援区分への見直しや、知的障害者の意思疎通支援など具体的な制度の検討内容を見ても、障害

度の動向」に関する勉強会が行われた。2日目は前日に引き続き勉強会を行ない、現状の問題に関する議論と認識を深めた。

全施連

発行者

一般社団法人
全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由岐透
編 全施連広報部会
住 所
〒650-0016
神戸市中央区橋通3-4-1
神戸市立総合福祉センター内
☎078-371-3930

★全施連社員総会議事報告

ある人達や家族の要望が採りあげられないと思わざるを得ない。全施連は、障害のある人にとって何が必要なのかを、なお一層強く主張していかなければならぬ」と述べ、全施連としてさらなる取組みを進める必要があることを訴えました。

総会の議案審議は由岐理事長が議長となり、参加した全国の理事ならびに行われました。平成25年度活動報告については、目標とした活動計画の全ては実現できなかつたが、引き続き粘り強く取り組んでいきたいという報告があり、若干の質疑ののち、報告どおり満場一致で承認されました。

平成25年度会計報告・同監査報告
平成25年度決算書と同監査報告書が報告され、報告は満場一致で承認されました。

平成26年度事業計画案
提案された平成26年度の活動計画案について、参加した各県の理事・代議員からの質疑（今後の全施連の活動の進め方・金銭給付と現物給付の問題・障害福祉と介護保険統合への対応・施設利用契約と成年後見制度への対応等）がありましたが、最終的に提案どおり満場一致で承認されました。

最新の障害福祉制度の動向 勉強会

総会の議事終了後、全施連として今後取り組んでいかなければならない問題を中心に勉強会を開催しました。

全施連が果たすべき役割のひとつは、知的障害のある人たちの人権を守るために、福祉政策に関する十分な知識を持つとともに、その動向を常に見守ることであり、もう一つは、新たな問題が起きた場合、それに速に対応できることだと言える。

副理事長増員案について由岐理事長から趣旨説明があり、本提案は常任理事会設置案の代わりなのか、などについて質疑がありました。副理事長については最終的に承認されました。

なお、具体的な人選については、北海道・東北ブロックと九州ブロックから新たに副理事長を選出するという考え方のもとに、正副理事長で選任案を検討し、次回理事会に提案することになりました。

副理事長増員案について由岐理事長から趣旨説明があり、本提案は常任理事会設置案の代わりなのか、などについて質疑がありました。副理事長については最終的に承認されました。

（会費改定の効果・事務局員の待遇等）の提案どおり満場一致で承認されました。

平成26年度会計予算案

平成26年度予算案が提案され、若干の質疑

全施連全国大会 in 愛知
全国の仲間の皆さんと
十月二十一日に
豊橋でお会いしましょう!

そのためにも各県連やブロック毎に日頃の勉強と意見交換の場が設けられていることが必要だと言える。今回の勉強会は、障害福祉に関し現時点でどのような問題や課題があるかを学び、今後全施連が進むべき道を議論する前段階での取り組みとして行われたものである。

(1) サービス等利用計画

障害者総合支援法で定められた「サービス等利用計画」は、現在障害者支援施設で策定されている個別支援計画の上位に位置づけられるものである。

しかしながら、支援内容に本人・家族などの思いが適切に反映され、真のニーズに応えられるのか?という懸念がある。

また、これまで以上に障害支援区分に重きが置かれる恐れや、国が進める地域生活移行の数値目標達成のために使われるのではないかという危惧もある。

(2) いわゆる 65 歳問題

これは障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係だが、当分の間、障害者支援施設(生活介護のみ)の利用者は、65 歳になつても介護保険の適用は除外されていて、引き続き利用が出来る。

その結果、現在配置医師への対応はまちまちだが、配置医師を置いていた場合、入所施設等の利用者は、原則として配置医師以外の医師の診療は受けられないという問題がある。(これについては、厚生労働省から一部弾力的な運用に関する通知がなされている。)

知的障害のある人にかかる診療について、本人またはその支援者の希望にもとづいて、必要とするものが受けられるようにするべきである。

一方、その他の障害福祉サービスは、65 才になつた日から、原則として介護保険に移行することになり、そのサービスを利用する場合は 1 割の自己負担が発生する。ただし、一定の条件を満たす場合及び自立訓練・就労移行・グループホーム等の訓練等給付サービスは、介護保険にないので、引き続き障害福祉サービスを利用できることになつてるので、市町村の理解不足による介護保険の一法律適用については、十分注意する必要がある。(H25 年 3 月 30 日付通達・障企発 0330 第 4 号)

(3) 配置医師問題

国は、厚生労働省省令「指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準」(78 条)で入所施設における医師配置義務を定めているが、平成 26 年 4 月からは、配置医師を置くかどうかは各施設の判断に委ねることになつた。

この結果、現在配置医師への対応はまちまちだが、配置医師を置いていた場合、入所施設等の利用者は、原則として配置医師以外の医師の診療は受けられないという問題がある。(これについては、厚生労働省から一部弾力的な運用に関する通知がなされている。)

一方、その他の障害福祉サービスは、65 才になつた日から、原則として介護保険に移行することになり、そのサービスを利用する場合は 1 割の自己負担が発生する。ただし、一定の条件を満たす場合及び自立訓練・就労移行・グループホーム等の訓練等給付サービスは、介護保険にないので、引き続き障害福祉サービスを利用できることになつてるので、市町村の理解不足による介護保険の一法律適用については、十分注意する必要がある。(H25 年 3 月 30 日付通達・障企発 0330 第 4 号)

(5) 帰宅等外泊時のサービス利用問題

利用者が帰宅した場合などで、朝食も夕食も利用しない二泊三日以上の外泊のときは、帰宅日及び帰園日以外の日は、自宅で重度訪問介護等を受けることができる。例えれば、帰宅した障害のある人を、家族が風呂に入れることができない場合は、そのためのサービスを利用することができます。

また、遠隔地に長期外泊した場合で、その必要があり、かつ、利用可能な施設があれば短期入所ご利用も可能だ。

ご家族にはそういうことを知ら

(4) 障害支援区分の見直し

障害支援区分の見直しについては、「障害程度区分二次判定結果により近い一次判定が、全国一律で可能とするよう見直す」という方針のもとに進められたが、これまでの個別の適用状況を見ると従来より区分が上がる人がいる一方、区分が下がる人もいることが指摘されている。

仮に区分 3 以下に下がった場合でも、入所施設は引き続き利用できるが、事業者報酬への影響が出るといった問題があり、施行 3 年後の平成 28 年 4 月までに検討することになつている。

「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」の今後の推移について、十分注視する必要があると考える。

ない方もいるので、利用できる制度についてよく知る必要がある。

(6) 虐待問題

相変わらず各地で、身体的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクトなど様々な形での虐待が発生しているが、その虐待者については養護者が圧倒的に多いのが事実だ。障害のある人は、虐待されていることさえ認識できない。

また、わかっていても訴えることができない人が多いといえる。

そして、養護者・施設の職員等を問わず虐待者が陥りがちな錯覚は、障害者に対する虐待を根絶するためには、家族や家族会さらには全施連が果たすべき役割は何なのかを考え、行動することが必要である。

勉強会では全ての問題を議論するには、時間が十分ではなかつたので、引き続きブロック毎にさらに議論を深めていきたいという提案があり、勉強会に参加した皆さんとは、後日ブロック毎に日程調整を行うことにしました。

また、要請があれば全施連からコールデイネーター役を勉強会に出席させることについて、検討することになつた。

以上